

# 廃バッテリー輸出

## 環境省、新規承認難しく

**韓国企業、施設確認を拒否**

使用済み鉛蓄電池（廃バッテリー）の輸出承認を取得するのに、6月1日より輸出先での汚染防止措置に関する環境大臣確認が不可欠となつたが、最大の輸出相手である韓国の二次精錬メーカーが日本側の施設確認要請に対し慎重な姿勢を見せており、韓国メーカーが今後も確認拒否の姿勢を貫くようであれば、新規の輸出承認が降りにくくなることが考えられる。

### 不祥事受け省令厳格化

廃バッテリーは再生鉛地金の原料になる。日本で発生した廃バッテリーは価格競争力が高い韓国の二次精錬メーカー向けに多く輸出されているが、昨年6月に同国の11メーカーで不適切な処理事例が発覚。事態を重く見た

政府はバーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）に関する環境省と経済産業省の省令を改正し、6月より廃バッテリー輸出承認の要件

を厳格化した。具体的には、韓国などOECD加盟国向けの輸出承認ではこれまで不要としていた、輸境汚染防止措置の環境

大臣確認を義務付け。輸出事業者は適正処理に関連する書類の提出も求められる。環境省は、基本的に提出書類に基づいて審査し、問題がないと

判断すれば環境大臣確認が下りる。ただ、不適切事例が発覚した11メーカー向けなど慎重な審査が求められる輸出承認に関しては、必要に応じて現地での施設確認も行う方針だ。

省令改正以降は輸出承認の申請がまだないという。しかし、環境省は今後確認が必要になることを想定し、韓国メーカーの不適切事例発生後の改善状況について、所管する同国

環境部にこのほど現地視察したい意向を申し入れた。これに対し、韓国側からは「11社うち、見せられるとうところはない（環境省担当者）との回答があつた。

輸出承認は最大1年間の有効期間があるため、5月以前に承認取得している事業者は今後も輸出を続けられ、当面は韓国向け輸出が止まることはないと思われる。

今後、有効期限が切れた事業者から輸出承認申請が出てきた際にも韓国メーカーが施設の確認を拒否すれば、環境大臣確認が得られず承認取得が難しくなることが想定される。一方で、韓国メーカーとしては拒否し続ければ日本からの調達ができないくなる恐れがあ

り、実際に輸出承認申請が出れば姿勢を変える可能性もある。